

委員会の運営についての基本的考え方（案）

1 会議の公開について

本委員会については、「附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針」（別紙）に則り、会議を公開するものである。

公開の方法は、会議の傍聴、会議の記録および会議資料の閲覧の機会を提供することにより行う。

2 会議の記録について

会議の記録については、事務局で作成し各委員確認後、区ホームページにて公開する。発言者名については、個人名は表記せず「A委員」など記号を付した名を用いる。